

東京都水道局送配水管布設工事（シールド工法）の発注取扱要綱

平成 15 年 9 月 26 日施行
（15 水経契第 44 号）

平成 29 年 10 月 6 日改正
（29 水経契第 253 号）

令和 3 年 9 月 10 日改正
（3 水経契第 217 号）

令和 4 年 3 月 29 日改正
（3 水経契第 551 号）

令和 5 年 3 月 23 日改正
（4 水経契第 602 号）

1 目的

この要綱は、東京都水道局（以下「当局」という。）が発注する水道施設工事のうち、送配水管工事等でシールド工法を採用する工事（立坑築造工事、トンネル内配管工事を含む。以下「シールド工事」という。）について、発注方式及び競争入札参加条件を定め、当該工事及び競争入札の適正な執行を図ることを目的とする。

2 発注方式

- (1) 予定価格が 9 億円未満の工事については、原則として単独の者に発注を行う。
- (2) シールド工事を共同企業体発注とする場合については、次のとおりとする。
 - ア 予定価格が 9 億円以上の工事については、原則として共同企業体発注とする。
 - イ 共同企業体の構成員数は原則として 2 者とする。
 - ウ この場合の共同企業体発注については、「共同企業体に参加し得る入札案件における建設工事の発注取扱要綱実施細目」（平成 29 年 10 月 6 日付 29 水経契第 251 号）の規定にかかわらず、個別の決定を要しない。
 - エ 本要綱において定めるものを除き、共同企業体の結成方法、指名選定、資格確認、選定数、契約保証金等については、「共同企業体に参加し得る入札案件における建設工事の発注取扱要綱」（平成 30 年 6 月 18 日付 30 水経契第 112 号）を準用する。

3 入札参加条件

シールド工事の競争入札に参加するための条件は次のとおりとする。

- (1) シールド工事の競争入札に、単独で又は建設共同企業体の代表者として参加申込を行うことができる者は、東京都の建設工事等競争入札参加資格審査の業種「シールド工事」及び業種「水道施設工事」A 等級の有資格者とする。ただし、トンネル内配管工事等を含まない場合は、業種「シールド工事」の有資格者とする。

また、次の全ての条件を満たす者とする。

 - ア 過去 10 年間でシールド工事を、単独で又は建設共同企業体の構成員として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員であった場合は、4（2）で定める条件（以下「実績条件」という。）を満たしていること
 - イ 次の項目について、公表時に付された条件を満たす者
 - (ア) 受注形態（単独施工又は共同企業体施工）
 - (イ) 特別な施工技術（急曲線施工、長距離施工、有害ガス存在地域での施工等）に関すること（以下「技術条件」という。）
 - (ウ) その他必要に応じて付す事項

(2) シールド工事の競争入札に、共同企業体の代表者以外の構成員として参加申込を行うことができる者は、東京都の建設工事等競争入札参加資格審査の業種「シールド工事」及び業種「水道施設工事」B等級以上の有資格者とする。ただし、トンネル内配管工事等を含まない場合は、業種「シールド工事」の有資格者とする。

また、次の項目について公表時に付された条件を満たす者とする。

ア 受注形態（共同企業体施工）

イ その他必要に応じて付す事項

4 入札参加条件の細目

3 に定めるものの外、入札参加条件の細目は次のとおりとする。

(1) 施工実績の対象工事

実績条件及び技術条件の施工実績の対象となるシールド工事は、次のとおりとする。

ア 国、地方公共団体、公社、公団その他の公益事業者が発注したシールド工事のうち、過去10年間に於いて完成した工事

イ 推進工事（セミシールドを含む。）及び小口径を対象として開発されたシールド工法（ミニシールド工法、DXR工法等）は対象外とする。

ウ 立坑築造工事又はトンネル内配管工事のみを施工した工事は対象外とする。

(2) 実績条件の細目

3 (1) アで代表者以外の構成員であった場合の施工実績となるものは、次のとおりとする。

ア 建設共同企業体の出資比率40パーセント以上の構成員としての実績

イ 建設共同企業体の出資比率20パーセント以上の構成員としての2回以上の実績

(3) 技術条件の細目

3 (1)イ(イ)に定める技術条件を満たす者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 各技術条件に該当するシールド工事を、単独で又は建設共同企業体の代表者として施工した実績を有する者

イ 各技術条件に該当するシールド工事を、建設共同企業体の出資比率40パーセント以上の構成員として施工した実績を有する者

ウ 各技術条件に該当するシールド工事を、建設共同企業体の出資比率20パーセント以上の構成員として施工した実績を2回以上有する者

5 入札参加条件の認定

入札参加条件で実績条件及び技術条件のうちの次の3項目については、事前に当局による認定が必要なため、入札参加希望者の申請に基づき定期及び随時の認定を行う。

(1) 急曲線施工

R=40m以下の施工実績が認められる場合、認定とする。

(2) 長距離施工

L=1,500mを超える施工実績が認められる場合、認定とする。

(3) 有害ガス存在地域での施工

当局可燃性ガス対策において、危険度ランクC以上の施工実績が認められる場合に認定とする。危険度ランクCの対策は、以下のとおりであり、全て実施している場合に認定とする。なお、防爆仕様のシールド機を採用している場合は、危険度ランクA相当として、認定とする。これによらない場合は、検討会にて取り決めることとする。

検知器（自動式）	坑内に300m間隔、シールド機テール部、後方台車付近等に設置。
警報機（自動式）	坑内に300m間隔、立坑上部、監視室等に設置。
換気設備	万が一のガス発生に備え、換気設備を増設できるような動力源等を確保。
電源遮断装置	検知器及び警報機と連動して、自動的に電源を遮断する装置の設置。 停電に備え、予備電源の別途確保。

6 入札参加条件の認定の申請及び審査

5の入札参加条件の認定（以下単に「認定」という。）は、次により行う。

(1) 提出書類

認定を希望する者は、次の書類を提出して申請するものとする。

- ア 東京都水道局送配水管工事（シールド工法）入札参加条件審査願（様式1）
- イ 東京都水道局送配水管工事（シールド工法）入札参加条件審査表（様式2）
- ウ 様式2（審査表）に記入した案件の契約書の写し、工事实績情報サービス（コリズン）竣工登録の写し及び施工実績を証明する書類（完成図面、施工報告書等）の写し

(2) 審査機関

(1)の申請についての審査は、別に設置する東京都水道局送配水管布設工事（シールド工法）認定業者審査に関する検討会（以下「検討会」という。）で行う。

(3) 審査に必要な調査等

検討会の審査に当たり必要があると認めるときは、申請者から施工実績に関する工事の詳細資料を追加提出させ、また、申請者からの聞き取り調査又は現地調査を行うことができる。

(4) 認否の決定

申請についての認否の決定は、検討会の審査結果に基づき、経理部長が行う。

(5) 随時認定の決定までの期間

公表された一般競争入札の案件に申し込むために行われた随時認定の申請に対する認否の決定は、原則として案件受付期間終了後1週間以内に行うものとする。

(6) 審査結果の通知等

(4)の決定があった場合は、その結果を申請者に通知するとともに、認定業者名及び認定された技術条件等を公表する。

(7) 定期認定

定期認定申請の受付期間は、2年に1度定例で行われる東京都の建設工事等競争入札参加資格審査で参加資格が確定し、その適用を受けた日の属する月の翌月1か月間とする。

(8) 認定の有効期間

認定の有効期間は、次の定期認定が行われる日の前日までとする。

7 その他

この要綱の運用について必要な事柄は、経理部長が定める。

附 則

この要綱は平成15年9月26日から施行する。

この要綱の適用に伴い、従前の東京都水道局配水管布設工事（シールド工法）の発注取扱要綱、東京都水道局配水管布設工事（シールド工法）認定業者審査要領（平成10年12月1日付10水経契第157号）及び東京都水道局配水管布設工事（シールド工法）の発注取扱要綱実施細目（平成12年3月31日付11水経契第89号）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年10月30日以後公告等を行う案件から適用する。

この要綱は、令和3年9月15日から適用する。

この要綱は、令和4年4月15日以後公告等を行う案件から適用する。

この要綱は、令和5年4月15日以後公告等を行う案件から適用する。

令和 年 月 日

審 査 願

東京都水道局長 殿

申請社名

東京都水道局送配水管布設工事（シールド工法）認定業者の審査を希望します
ますので、下記申請書類を添付の上、申請いたします。

記

- 1 審査表
- 2 審査表記入案件契約書及び実績書類の写
- 3 担当者連絡先

東京都水道局送配水管布設工事（シールド工法）受注資格認定審査表

会社名

電話番号

担当者（部・課・氏名）

申請日 令和 年 月 日

水道局欄	整理番号		格付
	初回の格付		
	水道施設登録		
	シールド工事登録		

工 事 件 名	発 注 者 電 話 番 号 契約年月日	施工場所	請 負 金 額 (千円) 工期	受注条件 単独施工又は 共同企業体施工	施 工 条 件			備 考	前回 申請
					急曲線施工 (最小のもの)	長距離施工	有 害 ガ ス の 対 策		

- 【作成上の注意】
- 1

施工場所は〇〇県〇〇市と記入し、工期は（平成・令和）〇年〇月～〇年〇月と記入してください。
- 2

共同企業体で施工した場合は、出資比率とその企業体の請負金額を記入してください。
- 3

施工条件は急曲線施工R＝ m施工、長距離施工L＝ m施工、有害ガス対策方法の3つです。
- 4

備考欄はシールド内径、施工延長、工法等について記入してください。
- 5

前回（〇〇年時）の事前認定受付に申請した工事の場合は「同一」と記入し、新規の場合は「新規」と記入してください。